議案第９０号

訴えの提起について

次のとおり、市営住宅に関する訴えを提起したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

記

１　相　手　方　　（住所略）

（氏名略。以下「甲」という。）

２　訴えの対象物件　（所在地略）

３　事　件　名　　市営住宅明渡し等請求事件

４　事件の内容

甲は、市営住宅の家賃及び共益費（以下「家賃等」という。）を長期にわたり滞納し、市の再三にわたる滞納家賃等の支払の催告等にもかかわらずこれを支払わないので、甲に対し、市営住宅の明渡し並びに滞納した家賃等の総額１，１０９，３２０円（令和４年８月末日時点）及び損害金の支払を求める訴えを提起するものである。

５　事件に関する取扱い

訴えを提起するまでに甲が市営住宅を明け渡したときは、滞納した家賃等及び損害金の支払を求める訴えを提起するものとする。

令和４年１２月　２日提出

所沢市長　藤　本　正　人